京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（平成２０年３月３１日京都市条例第６４号）（市会事務局総務課）

諸般の状況により，市会議員が定例会等に出席したときの１日当たりの費用弁償の額を１０，０００円から５，０００円に引き下げることとしました。

この条例は，平成２０年４月１日から施行することとしました。

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２０年３月３１日

京都市長　門川　大作

京都市条例第６４号

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「１０，０００円」を「５，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成２０年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の京都市報酬及び費用弁償条例第６条の規定は，この条例の施行の日以後の定例会等の出席に係る費用弁償について適用し，同日前の定例会等の出席に係る費用弁償については，なお従前の例による。

（市会事務局総務課）